**第３子以降学校給食費助成金　よくある質問**

**Ｑ１　　毎年度、申請が必要ですか？**

Ａ１　　必要です。学校から通知が届きましたら、支給要件をご確認の上、ご提出ください。

**Ｑ２　　申請書は、どこに提出するのですか？**

Ａ２　　助成金の対象となる第３子以降のお子さんが在籍している学校又は教育委員

会健康給食課にご提出ください。

（そのほか、お手持ちのパソコンやスマートフォンから申請ができます。）

**Ｑ３　　給食費に滞納があるのですが、申請できますか。**

Ａ３　　申請はできますが、給食費に滞納がないことを支給要件の一つとしていますの

で、全てお支払いいただかなければ、助成対象外となります。過去の給食費や兄弟姉妹に滞納がある場合も全てお支払いいただく必要があります。

**Ｑ４　　申請書には、未就学児を含めて記入する必要がありますか。**

Ａ４　　１８歳以下の子どもを全てご記入ください。子どもが８人以上の場合は２通に分

　　　けてご提出ください。

**Ｑ５　　保育園や幼稚園に通う子供も対象になりますか。**

Ａ５　　小学生以上を対象としている制度のため、対象外になります。

**Ｑ６　　市内に別居している子供がいるのですが、申請できますか。**

Ａ６　　同一世帯を支給要件としているため、対象外となります。

**Ｑ７　　１８歳以下で、婚姻している子供も対象になりますか。**

Ａ７　　婚姻している場合は、対象外となります。

**Ｑ８　　子どもが３人いるのですが、学校から別々に通知をもらってきました。**

**３枚の申請書を提出する必要があるのですか。**

Ａ８　　保護者の方へ確実に制度の周知を図るため、学校を通じて全児童生徒に通知を配

布しています。申請書は、第３子以降の子どもが通う学校に、１枚の申請書をご提

出ください。

**Ｑ９　　戸籍上では、第１子に２０歳の子がいるのですが、申請書の第１子の欄にも、**

**２０歳の子から記入する必要がありますか。**

Ａ９　　申請書の第１子の欄は、対象となる１８歳以下の子から記入してください。

**Ｑ１０　　助成金は、どのように支給されますか。**

Ａ１０　　伊勢崎市長へ委任をすることにより、助成金交付ではなく、学校給食費の免除をすることができます。ただし、委任をしない場合や食物アレルギーや宗教上の理由等で給食を食べていない場合、四ツ葉学園中等教育学校前期課程、市外に通学されている場合は、従来通り助成金として給食費相当額を指定された口座へ振込みます。

**Ｑ１１　申請書の提出期限が過ぎてしまったのですが、申請できますか。**

Ａ１１　健康給食課にお問い合わせください。

**Ｑ１２　前年度分の申請書の提出を忘れていたのですが、申請できますか。**

Ａ１２　前年度分は対象外となりますので、申請できません。

**Ｑ１３　年度途中に伊勢崎市へ転入する予定で、ホームページの助成金制度を見て問い合**

**わせしたのですが、年度途中の転入でも申請できますか。**

Ａ１３　年度途中でも申請できますが、申請前に、健康給食課へお問い合わせください。

**Ｑ１４　学校教育課に就学援助を申請し、現在審査中ですが、学校給食費助成金の申請は**

**できますか。**

Ａ１４　申請はできますが、就学援助が認定された場合は、学校給食費の助成は対象外とな

ります。ただし、就学援助の認定期間外がある場合は、学校給食費の支給要件を満

たしていることを条件に就学援助認定期間外を対象とすることができます。就学

援助に限らず、他制度で給食費の援助を受けている場合も同様の取扱いになりま

す。申請前に、健康給食課へお問い合わせください。

**Ｑ１５　申請書の学校名又は勤務先が未定なのですが、どのように記入したら良いですか。**

Ａ１５　学校名には「〇〇学校（予定）」、勤務先は「△△会社（予定）」と記入してくださ

い。何も決まっていない場合は、「未定」と記入してください。

問い合わせ先

伊勢崎市教育委員会健康給食課学校給食係

〒379-2224伊勢崎市西小保方町692番地5

電　話：0270-75-2517　ＦＡＸ：0270-75-2518

Ｅ-mail：kenkoukyouiku＠city.isesaki.lg.jp